



平成 28 年 1 月 20 日

大臣官房技術調査課

港湾局技術企画課

航空局安全部 空港安全・保安対策課

## 平成 28 年度 設計業務委託等技術者単価について

設計業務等技術者給与実態調査に基づき、平成 28 年度設計業務委託等技術者単価を決定し、平成 28 年 2 月 1 日より適用することとしましたので、お知らせします。

**【問い合わせ先】**

国土交通省大臣官房技術調査課

課長補佐 神鳥（内線：22352）

電話番号 03-5253-8111【代表】

03-5253-8221【夜間直通】

F A X 番号 03-5253-1536

1. 平成28年度設計業務委託等技術者単価について  
決定した職種別の設計業務委託等技術者単価一覧を「別表」に示す。

2. 設計業務委託等技術者単価について

(1) 設計業務委託等技術者単価の構成

設計業務委託等技術者単価は、次の1.～4.で構成される(図-1)

1. 基本給相当額
2. 諸手当(役職、資格、通勤、住宅、家族、その他)
3. 賞与相当額
4. 事業主負担額(退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、  
労災保険、介護保険、児童手当)

$$\boxed{\text{設計業務委託等技術者単価}} = \boxed{\text{(1) 基本給相当額}} + \boxed{\text{(2) 諸手当}} + \boxed{\text{(3) 賞与相当額}} + \boxed{\text{(4) 事業主負担額}}$$

----- 所定労働時間内8時間当たり -----

図-1 単価の構成

(2) 単価に含まれない賃金、手当

1. 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
2. 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当

(3) 留意事項

設計業務委託等技術者単価は公共事業の設計業務委託等の積算に用いるための  
ものであり、以下の点に十分留意する。

- ・外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束  
するものではないこと
- ・本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり(2)に示すものは含ま  
れないこと。

## (別表)平成28年度 設計業務委託等技術者単価

### ①設計業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
主任技術者	63,700	50
理事、技師長	58,400	45
主任技師	49,900	45
技師(A)	43,500	50
技師(B)	36,600	50
技師(C)	29,900	50
技術員	25,100	55

### ②測量業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
測量主任技師	39,000	55
測量技師	30,500	55
測量技師補	25,700	50
測量助手	25,600	55
測量補助員	21,500	55

### ③航空・船舶関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
操縦士	43,700	35
整備士	36,000	40
撮影士	32,900	50
撮影助手	28,000	50
測量船操縦士	24,200	50

### ④地質業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
地質調査技師	39,900	50
主任地質調査員	32,100	50
地質調査員	23,200	55

## 【参考資料】

### 技術者の職種区分

参考までに設計業務等における技術者の職種区分定義を下記のとおり示す。

#### (1) 測量技術者

##### 職種区分定義

- ① 測量主任技師：測量士で業務全般に精通するとともに複数の業務を担当する者。  
また、業務の計画及び実施を担当する技術者で測量技師等を指揮、指導する者。
- ② 測量技師：測量士で測量主任技師の包括的指示のもとに業務の計画、実施を担当する者。  
また、測量技師補又は撮影士等を指揮、指導して測量を実施する者。
- ③ 測量技師補：上記以外の測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに計画に従い業務の実施を担当する者。また、測量助手を指揮、指導して測量を実施する者。
- ④ 測量助手：測量技師又は測量技師補の指揮、指導のもとに測量作業における難易度の高い補助業務を担当する者。
- ⑤ 測量補助員：測量技師、測量技師補又は測量助手の指揮、指導のもとに測量作業における補助業務を担当する者。
- ⑥ 操縦士：測量用写真の撮影等に使用する事業用航空機の操縦免許保有者で操縦を担当する者。
- ⑦ 整備士：一等又は二等航空整備士の免許保有者で測量用写真の撮影等に使用する航空機の整備を担当する者。
- ⑧ 撮影士：測量士又は測量士補で測量技師の包括的指示のもとに測量用写真の撮影業務及び航空レーザ計測を担当する者。また、撮影助手を指揮、指導して撮影等を実施する者。
- ⑨ 撮影助手：撮影士の指揮、指導のもとに測量用写真の撮影等の補助業務を担当する者。
- ⑩ 測量船操縦士：水面（海面及び内水面）における、測量用船舶の操船その他の作業を担当する者。

#### (2) 地質調査技術者

##### 職種区分定義

- ① 地質調査技師：高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における作業を指揮、指導する技術者で、現場責任者、現場代理人等をいう。
- ② 主任地質調査員：高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。
- ③ 地質調査員：ボーリング作業の現場におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う者をいう。

#### (3) 設計業務等技術者

##### 職種区分定義

- ① 主任技術者：先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。  
工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。  
工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。
- ② 理事・技師長：複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。
- ③ 主任技師：定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。
- ④ 技師（A）：一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、

上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。

- ⑤ 技 師 (B) : 一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
- ⑥ 技 師 (C) : 上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。
- ⑦ 技 術 員 : 上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。

- 定型業務
  - ・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務
  - ・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務
  - ・設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務
- 非定型業務
  - ・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等確立して対応することが求められる業務
  - ・比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務
  - ・文化性、芸術性が特に重視される業務
  - ・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務
  - ・委員会運営や関係機関との調整等を要する業務
  - ・計画から設計まで一貫した業務